「令和７年度大阪ＩＲ広報企画運営業務」

大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会　議事要旨

１．日時及び場所

令和７年４月２日（水曜日）13時30分から16時35分まで

大阪府咲洲庁舎41階　第１共用会議室

２．審査方法

あらかじめ定めた審査基準（公募要領に記載）に基づき、提案事業者から提出された応募書類、プレゼンテーション及び提案事業者への質疑応答の内容をもとに、外部委員で構成する３名の選定委員により審査を実施した。

審査にあたっては、委員ごとに100点満点で採点を行い、各委員の採点結果の平均点を合計し、最も得点が高かったものを最優秀提案事業者として選定した。

３．審査対象者（提案事業者）

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者数 | 提案事業者（受付順） |
| 全４者 | 株式会社産業経済新聞社 |
| 株式会社朝日広告社 |
| 株式会社ＪＲ西日本コミュニケーションズ |
| 株式会社大広 |

４．議事概要

(1) 選定委員会の成立等

・全委員の出席により、選定委員会が有効に成立している旨を確認

・選定委員会を非公開とする旨を確認

(2) 応募状況及び参加資格審査

・４者より応募があり、当該事業者が参加資格を満たしている旨を確認

(3) 審査方法及び審査基準

　　・審査は、委員ごとに100点満点で採点を行い、各委員の採点結果の平均点を合計し評価点とする旨を確認。

・審査の結果、最優秀提案者の評価合計点が100点満点中60点未満の場合は採択しない旨を確認。

　(4) 書類審査及びプレゼンテーション審査

　　　・提案事業者が4者を超えなかったため、プレゼンテーション審査のみ実施。

・企画提案内容について、各提案事業者が15分間のプレゼンテーションを実施。その後、選定委員から15分間質疑応答を実施。

・各委員による採点を踏まえ、最優秀提案事業者を選定。

・審査にあたっては、審査過程の公正性・公平性を期するため、提案事業者名が特定できないよう提案事業者の商号及び個人名等を匿名とした上で審査を実施。

|  |  |
| --- | --- |
| 順位 | プレゼンテーション審査 |
| １ | 86.6点 （価格点　10点　提案金額　27,995,000円） |
| ２ | 79.3点　（価格点　9.6点　提案金額　29,106,000円） |
| ３ | 76.5点 （価格点　9.6点　提案金額　29,122,044円） |
| ４ | 72.7点 （価格点　9.6点　提案金額　29,040,000円） |

 (5) 最優秀提案事業者の選定

①最優秀提案事業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 総合評点（100点） | 価格点（10点） | 提案金額（税込） |
| 株式会社朝日広告社 | 86.6点 | 10点 | 27,995,000円 |

　　　※なお、同社は以下の理由により辞退。

　　　（辞退理由）

　　　　　当該業務を請け負うことに対しての社内検討が不十分であったため

②最優秀提案事業者の選定理由及び講評

・最優秀提案事業者の企画提案は、ターゲットやＫＰＩが明確化されているほか、これまでの実績も含め、最も評価できる。

・コンテンツの内容に戦略性があるほか、タブロイドのデザインやキャッチコピーにクリエイティブさがあり、評価できる。

・著名人の起用に関しては、ＳＮＳやメディア等からどのような反響が想定されるかは不確定要素であり、慎重な検討が必要である。

(6) 契約交渉の相手方

提案事業者（次点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 総合評点（100点） | 価格点（10点） | 提案金額（税込） |
| 株式会社JR西日本コミュニケーションズ | 79.3点 | 9.6点 | 29,106,000円 |

５．選定委員会委員（敬称略、五十音順）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属・職名等 | 選任理由 |
| 相原　正道 | 大阪経済大学 人間科学部　教授 | ツーリズムを通じたまちづくりに関する知見やＩＲビジネスに精通していることから、ＩＲの意義や大阪ＩＲのめざす姿を踏まえた効果的な内容の提案になっているかという点を中心に審査いただくため |
| 澤田　充 | 株式会社ケイオス 代表取締役 | 大阪府・市の魅力発信・広報プロモーション関連の委員等を多く務めており、商業プロデュースやブランディングにも精通していることから、効果的・効率的な手法を用いた発信となっているかという点を中心に審査いただくため |
| 永井　秀人 | 大阪弁護士会リーズ法律事務所　弁護士 | 法律に精通しており、提案の実施体制及び著作権等や選定手続きの公正性の観点から審査いただくため |